

令和 2 年度公共事業の評価に関する意見書

【 素 案 】

令和 3 年 1 月 日

京都市公共事業評価委員会

京都市長 門川 大作 様

京都市公共事業評価委員会

委員長 戸田 圭一

令和２年度公共事業の評価に関する意見について

京都市公共事業評価委員会（以下「本委員会」という。）は、京都市が実施する公共事業の評価について、客観性及び透明性を確保するため、意見を述べる第三者機関として、平成１０年１２月２５日に設置された。本委員会は、平成１０年度から令和元年度までの間に２２９事業に対して審議を行い、意見を述べた。

本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、第１回委員会が書面での開催となり、現地視察が中止になる等の影響を受けたが、再評価の対象となった３事業及び事後評価の対象となった２事業について審議を行い、本委員会の意見を下記のとおり取りまとめたので提出する。

今後、京都市においては、本委員会の意見を参考に公共事業を推進するとともに、事業の効率性及び実施過程の透明性の向上並びに関係者との合意形成に一層努めるよう求めるものである。

記

１ 本委員会における審議経過

本年度は、別紙１の３事業が再評価の対象となり、また、別紙２の２事業が事後評価の対象となった。

再評価の対象となった３事業については、平成２７年度に再評価を行い「事業継続は妥当である」と判断した事業であるが、再評価実施後５年間を経過した本年度も事業が継続中であることから、改めて再評価を行ったものである。

また、事後評価の対象となった２事業については、平成２７年度に事業が完了したことから、事後評価を行った。

本委員会は、京都市から各事業の内容や効果、対応方針（案）などの説明を受け、その妥当性について審議を行い、結果を取りまとめた。

なお、平成２８年度から平成３０年度までに再評価を行い、現在も継続中である別紙３の２５事業については、令和元年度までの実績等の報告を受け、事業進捗の確認を行った。

2 全体についての意見

今回再評価の対象となった3事業については、京都市の対応方針（案）のとおり事業を継続することが妥当であると判断した。

いずれの事業も、安心・安全で快適なまちづくりを進めるうえで、早期の完成が望まれる。

次に、事後評価の対象となった2事業については、事業効果が発現し、目的が達成されていることから、京都市の対応方針（案）のとおり、今後の事後評価、改善措置及び事業評価手法等の見直しの必要性はないと判断した。

3 個別事業に対する意見

<再評価>

（1）街路事業 山陰街道

本事業は、久世梅津北野線（桂川街道）から府道桂停車場線までの区間を整備することにより、阪急桂駅への路線バスの円滑な運行と、歩行者の安全な通行の確保により、地域の活性化を図るものである。

市民生活に密着した重要な事業であることに加え、境界確定も一定進んでおり、既に事業用地の一部を確保していることなど、今後も事業の進捗よくが見込める状況にあることから、「事業継続」という京都市の対応方針（案）は妥当であると判断した。

（2）土地区画整理事業 上烏羽南部地区

本事業は、京都国際文化観光都市建設計画の一環として、幹線道路である油小路通等の都市計画道路及び近隣公園等の公共施設の整備を、隣接する土地区画整理施行地区と連携して施工することにより、健全で良好な市街地の形成を図るものである。

都市計画道路及び区画道路は全て完成し、仮換地指定率も100%に達しており、事業は最終段階である。残る換地処分に向けて進捗よくが図られていることに加え、地権者をはじめ多くの関係者から早期完成を求められていることから、「事業継続」という京都市の対応方針（案）は妥当であると判断した。

（3）土地区画整理事業 伏見西部第五地区

本事業は、伏見西部地区土地区画整理事業の最終工区として、隣接する土地区画整理事業と一体的に、横大路淀線等の都市計画道路や水路、公園等の公共施設の整備改善を行い、良好な市街地の形成を図るものである。

伏見西部第五地区は、市街化区域において大規模用地を創出できる市内でも希少な地域であり、並行して企業進出に向けた取組を行っている地区でもあることに加え、地権者をはじめ多くの関係者から早期完成を求められている。

さらに、周辺地域の市街化に伴う雨水排出量の増加に対応するため、早期の水路整備が必要であることから、「事業継続」という京都市の対応方針（案）は妥当であると判断した。

＜事後評価＞

（１）街路事業 深草疏水通

本事業は、鴨川東岸線に隣接する自転車歩行者道であり、一体的に整備することで、通勤・通学などの歩行者や自転車の安全と地域住民の生活環境の向上を図るものである。

本事業によって、歩行者及び自転車の安全で円滑な交通が確保されたこと、及び緑豊かな自転車歩行者道とすることで地域住民の生活環境が改善されたこと等の事業効果の発現を確認できたことから、「今後の事後評価、改善措置及び事業評価手法等の見直しの必要性はない」という京都市の対応方針（案）は妥当であると判断した。

（２）道路事業 城南宮道

本事業は、竹田地域の東西を結ぶ主要な道路である城南宮道において、歩道の新設を伴う道路の拡幅整備を行うことにより、安全な歩行空間を確保するとともに、道路交通の円滑化を図るものである。

本事業によって、車両等の安全で円滑な交通が確保されたこと、交通渋滞の緩和及び利便性の向上等、費用便益分析による事業効果の発現を確認できたことに加え、自転車・歩行者の利便性・安全性についても向上しているため、「今後の事後評価、改善措置及び事業評価手法等の見直しの必要性はない」という京都市の対応方針（案）は妥当であると判断した。

令和 2 年度 再評価対象事業一覧

再評価対象事業の該当条件

- ① 事業採択後 5 年間を経過した時点で未着工の事業
- ② 事業採択後 10 年間（廃棄物処理施設整備事業については 5 年間）を経過した時点で継続中の事業
- ③ 再評価の実施後 5 年間（下水道事業については 10 年間）を経過した時点で継続中の事業
- ④ 事業休止している事業の内、事業再開又は事業中止しようとする事業
- ⑤ 社会経済情勢等の急激な変化、技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

種別	番号	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	経過年数	備考
街路事業	1	山陰街道	延長 L=178m 幅員 W=15.0m	H2	③	31	平成27年度 再評価実施
土地区画整理事業	2	上鳥羽南部地区	面積 A=151.0ha	S46	③	50	平成27年度 再評価実施
	3	伏見西部第五地区	面積 A=64.5ha	H13	③	20	平成27年度 再評価実施

令和2年度 事後評価対象事業一覧

事後評価対象事業の該当条件

- ①新規採択時評価又は再評価を実施した事業のうち、事業完了後5年以内（廃棄物処理施設整備事業にあつては、事業完了後7年以内）の事業
- ②市長その他の本市の行政機関が必要であると判断した事業

種別	番号	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	完了年度	備考
街路事業	1	深草疏水通	延長 L=524m 幅員 W=6.0～ 21.0m	H8	①	H27	平成22年度 再評価実施
道路事業	2	城南宮道	延長 L=280m 幅員 W=12.0m	H10	①	H27	平成23年度 再評価実施

令和2年度フォローアップ対象事業一覧

再評価 実施年度	種 別	番号	事 業 名	進捗率 (%)		備 考
				R2. 3	再評価時 〔前回フォロー アップ時〕	
平成30年度	街 路 事 業	1	大津宇治線	24.9	16.5	
		2	桃山石田線	40.3	33.8	
	道 路 事 業	3	宮前橋改築	35.3	21.5	
	河 川 事 業	4	西羽束師川支川	64.8	59.3	
	土地区画整理事業	5	伏見西部第三地区	87.8	85.7	
		6	伏見西部第四地区	49.1	49.0	
	住宅地区改良事業	7	崇仁北部第三地区	89.2	89.1	
		8	崇仁北部第四地区	80.5	80.1	
	下 水 道 事 業	9	下水高度処理施設 整備事業	46.1	44.7	
		10	合流式下水道改善対策事業 鳥羽処理区	96.6	96.6	
		11	合流式下水道改善対策事業 伏見処理区	90.5	65.4	
		12	浸水対策事業 新川排水区	96.4	77.6	
		13	浸水対策事業 西羽束師川第2排水区	80.2	80.2	
平成29年度	街 路 事 業	1	中山石見線	80.5	76.4	
		2	御陵六地藏線（第三工区）	31.4	31.4	
	河 川 事 業	3	善峰川	73.6	73.1	
		4	西野山川	83.0	77.6	
		5	西高瀬川（有栖川工区）	80.0	75.8	
	都市公園事業	6	宝が池公園（広域）	62.1	59.1	
	住 宅 市 街 地 総合整備事業	7	東九条地区	95.8	95.7	

平成28年度	街 路 事 業	1	鴨川東岸線（第二工区）	99.2	94.5	
	道 路 事 業	2	一般国道162号 （栗尾バイパス）	86.7	86.7	
		3	京都広河原美山線 （二ノ瀬バイパス）	84.4	84.4	
	河 川 事 業	4	七瀬川	95.8	93.0	
	住宅地区改良事業	5	三条鴨東地区	79.8	79.8	

（参考 フォローアップ対象事業の報告方法について）

フォローアップ対象事業の報告は、調書の提出により実施